

30水管第543号  
平成30年5月31日

水産政策審議会  
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について（諮問第298号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

## 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

### 1 現行制度の概要

- (1) かつお・まぐろ類については、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）等の地域漁業管理機関において、対象となる水産資源の長期的な保存と持続可能な利用の確保に必要な措置（以下「保存管理措置」という。）を採択しており、加盟国は保存管理措置の履行を担保しなければならないこととされている。
- (2) 我が国が加盟している地域漁業管理機関が採択した保存管理措置については、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等について定めている指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）等において規定することにより、その履行を担保しているところである。

### 2 改正の趣旨及び内容

#### (1) 大中型まき網漁業の海域及び漁具の制限について

第14回WCPFC年次会合（平成29年12月開催）において、集魚装置（以下「FADs」という。）を使用した操業の期間及びFADsの設置数を制限する保存管理措置（CMM2017-01）が採択されたことから、新たに大中型まき網漁業の海域及び漁具の制限についての規定を指定省令第31条の7として追加するとともに、別表第2の大中型まき網漁業の項第9項及び第10項（南緯20度の線以北、北緯20度の線以南のWCPFCが管轄する海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から1海里以内の海域におけるものに限る。）の禁止期間を定める規定）を改正する。

#### (2) 中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業によるかつおの期間を定めた採捕の禁止について

第14回WCPFC年次会合（平成29年12月開催）において、めばち、きはだ及びかつおを漁獲対象とするはえ縄漁業及びまき網漁業以外の漁業について漁獲上限を設ける保存管理措置（CMM2017-01）が採択されたことから、規制の対象となる遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（いずれも釣りによるものに限る。）に関し、指定省令別表第2の遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業の項中に、中西部太平洋条約海域におけるかつおの採捕について、農林水産大臣が定めた期間において禁止する旨の規定を追加する。

なお、同海域におけるめばち及びきはだの採捕については、指定省令別表第2の遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業の項中に、既に農林水産大臣が定めた期間において禁止する旨が規定されていることから、特段の改正の必要はない。

#### (3) 東側ポケット公海における漁獲物の転載の禁止について

第13回WCPFC年次会合（平成28年12月開催）において、キリバス、クック及び仏領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域（以下「東側ポケット公海」という。）における漁獲物の転載を禁止する保存管理措置（CMM2016-02）が採択され、平成31年1月1日から当該措置が適用されることから、指定省令別表第4の中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約

海域の項中に、東側ポケット公海における転載を禁止する旨の規定を追加する。

なお、近海かつお・まぐろ漁業は指定省令第62条において第59条の規定を準用しており、また、大中型まき網漁業は、漁業法（昭和24年法律第267号）第63条で準用する第34条第1項に規定する許可の制限又は条件において、許可船舶から他の船舶への漁獲物の転載を禁止する旨を規定していることから、特段の改正の必要はない。

### 3 施行日

平成30年7月1日（ただし、2（3）の改正規定は、平成31年1月1日）

<今後のスケジュール>

パブリックコメント 4月下旬～5月下旬

水産政策審議会に諮問 5月31日

公 布 6月下旬

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(大中型まき網漁業に係る漁具の制限)							
<p>第三十一条の七 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。</p> <p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条の三、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>別表第二（第十七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">指定漁業の名称 (略)</td> <td style="text-align: center;">制限又は禁止の措置 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">一 八 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>九 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、農林水産大臣が定める期間内において</td> </tr> </table>	指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)	大中型まき網漁業	一 八 (略)		九 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、農林水産大臣が定める期間内において
指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)						
大中型まき網漁業	一 八 (略)						
	九 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、農林水産大臣が定める期間内において						

(新設)							
<p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十四条の二第一項、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条の三、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>別表第二（第十七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">指定漁業の名称 (略)</td> <td style="text-align: center;">制限又は禁止の措置 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">一 八 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>九 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域（公海に限る。）における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。</td> </tr> </table>	指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)	大中型まき網漁業	一 八 (略)		九 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域（公海に限る。）における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。
指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)						
大中型まき網漁業	一 八 (略)						
	九 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域（公海に限る。）における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。						

	<p>ては、禁止する。 (削る)</p>
<p>遠洋かつお・まぐる漁業 (略)</p>	<p>十 (略)</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐる漁業(釣りによるものに限る。)によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。</p> <p>六〇二十八 (略)</p> <p>二十九 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域(次号から第三十二号までにおいて「西大西洋の海域」という。)における遠洋かつお・まぐる漁業による体重三十キログ</p>
	<p>十 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域(公海を除く。)における大中型まき網漁業の操業(集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。)は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p>
<p>遠洋かつお・まぐる漁業 (略)</p>	<p>一〇四 (略) (新設)</p> <p>五〇二十七 (略)</p> <p>二十八 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域(次号から第三十一号までにおいて「西大西洋の海域」という。)における遠洋かつお・まぐる漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐるの採捕は、禁止す</p>

	<p>ラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>三十〇三十四 (略)</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。</p> <p>六 (略)</p>
<p>別表第四（第五十九条関係）</p> <p>港内又は海域</p> <p>(略)</p> <p>中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域を除く。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋</p>	<p>転載に係る制限</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

	<p>る。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十九〇三十三 (略)</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p>
<p>別表第四（第五十九条関係）</p> <p>港内又は海域</p> <p>(略)</p> <p>中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域</p>	<p>転載に係る制限</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

条約海域
(略)

(略)
(略)



## 附 則

- 1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第四中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域の項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# WCPFC 保存管理措置 2017-01

保存管理措置 2017-01 (仮訳)

中西部太平洋におけるメバチ、キハダおよびカツオに関する保存管理措置 (抜粋)

まき網漁業

FAD 操業管理

16. 3ヶ月(7月、8月及び9月)のFADについて配置、補修、操業の禁止は、北緯20度と南緯20度の間の排他的経済水域及び公海において操業するすべてのまき網漁船、補給船及びのまき網漁船の漁業の補助を行うあらゆるその他の船に対し、毎年協定世界時7月1日00:01から9月30日23:59までとすることとする。

17. パラ16の3か月FAD禁漁に加え、キリバス籍船がキリバスの排他的経済水域に接続する公海で操業する場合、またフィリピン籍船が添付2に則り、ポケット公海で操業する場合を除き、公海において、連続した2ヶ月間追加で、FADを配置、補修、操業することを禁止する。各CCMは、2018年に公海で、禁漁とする連続した2ヶ月間を4、5月か、11、12月のどちらかを決定し、その決定を2018年3月1日までに事務局に通報することとする。

18. CMM2009-02のパラ3～7の規定は、公海FAD禁漁について、適用される。

機器付きのブイ

23. 旗国CCMは、自国まき網漁船が、洋上に、一度に配置できる、作動した機器付きのブイの付いた浮遊FADの個数を350個以下とすることを確保する。機器付きのブイとは、識別が可能となる明確な関連番号が記載され、その場所を衛星追跡システムによって監視可能な装置をつけたブイと定義する。このブイは、漁船の船上のみで作動させるものとする。旗国CCMは、沿岸国の水域において操業する自国の漁船がFAD追跡を含むFADs管理に関連する沿岸国の法律を遵守することを確保する。

24. 委員会は、2018年の年次会合において、FAD管理手法中間作業部会における検討に基づき、パラ23で設定されたFAD配置数が適当であるか、レビューすることとする。

その他の商業漁業

51. CCMsは、メバチ、キハダ及びカツオを漁獲対象とする個々のその他商業漁業の総漁獲量が、2001-2004年平均又は2004年のレベルを超過しないことを確保するために必要な措置を講じるものとする(メバチ、キハダ、カツオの漁獲量が、それぞれ2,000トン未満の漁業種類を除く)。

CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURE FOR BIGEYE, YELLOWFIN AND SKIPJACK TUNA IN THE WESTERN AND CENTRAL PACIFIC OCEAN (拔粹)

PURSE SEINE FISHERY

FAD Set Management

16. A three (3) months (July, August and September) prohibition of deploying, servicing or setting on FADs shall be in place between 0001 hours UTC on 1 July and 2359 hours UTC on 30 September each year for all purse seine vessels, tender vessels, and any other vessels operating in support of purse seine vessels fishing in exclusive economic zones and the high seas in the area between 20oN and 20oS.2
17. In addition to the three month FAD closure in paragraph 16, except for those vessels flying the Kiribati flag when fishing in the high seas adjacent to the Kiribati exclusive economic zone,<sup>3</sup> and Philippines' vessels operating in HSP1 in accordance with Attachment 2, it shall be prohibited to deploy, service or set on FADs in the high seas for two additional sequential months of the year. Each CCM shall decide which two sequential months either April – May or November – December) shall be closed to setting on FADs by their fleets in the high seas for 2018, and notify the Secretariat of that decision by March 1, 2018.
18. The provisions of paragraphs 3 to 7 of CMM 2009-02 apply to the high seas FAD closures.

Instrumented Buoys

23. A flag CCM shall ensure that each of its purse seine vessels shall have deployed at sea, at any one time, no more than 350 drifting Fish Aggregating Devices (FADs) with activated instrumented buoys. An instrumented buoy is defined as a buoy with a clearly marked reference number allowing its identification and equipped with a satellite tracking system to monitor its position. The buoy shall be activated exclusively on board the vessel. A flag CCM shall ensure that its vessels operating in the waters of a coastal State comply with the laws of that coastal State relating to FAD management, including FAD tracking.
24. The Commission at its 2018 annual session, based on consideration in the FAD Management Options Intersessional Working Group, shall review whether the number of FADs deployed as set out in paragraph 23 is appropriate.

OTHER COMMERCIAL FISHERIES

51. CCMs shall take necessary measures to ensure that the total catch of their respective other commercial tuna fisheries for bigeye, yellowfin or skipjack tuna, but excluding those fisheries taking less than 2,000 tonnes of bigeye, yellowfin and skipjack, shall not exceed either the average level for the period 2001-2004 or the level of 2004.

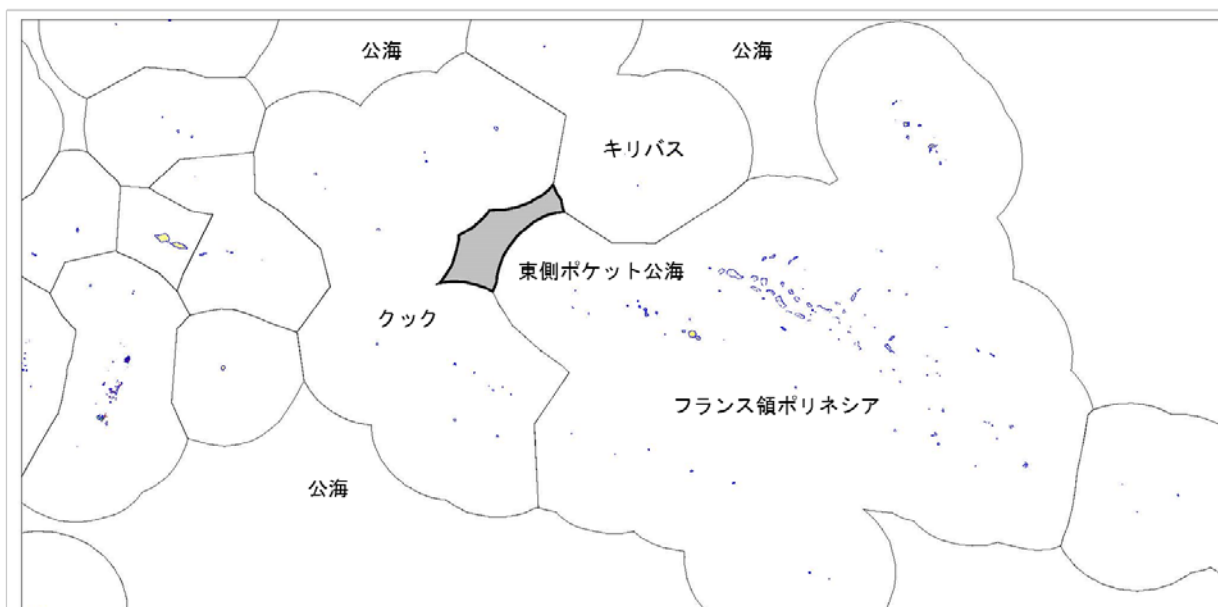
## WCPFC保存管理措置 2016-02

保存管理措置 2016-02 (仮訳)

東側ポケット公海に関する保存管理措置 (抜粋)

1. 東側ポケット公海は、西側をクック、東側をフランス領ポリネシア、北側をキリバスのEEZによって囲まれた公海である。この保存管理措置において、正確な境界座標(測地情報)は、WCPFCのVMSで使用されている座標とする(別添A)。東側ポケット公海を示した地図を添付する(別添B)。
6. 東側ポケット公海における全ての転載活動は、2019年1月1日以降禁止される。

### 別添B: 東側ポケット公海



CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURE FOR THE EASTERN HIGH-SEAS  
POCKET SPECIAL MANAGEMENT AREA (抜粋)

AREA OF APPLICATION

1. The E-HSP is the area of high seas bounded by the Exclusive Economic Zones of the Cook Islands to the west, French Polynesia to the east and Kiribati to the north. For the purposes of this measure, the precise co-ordinates (geodetic information) shall be that used by the WCPFC vessel monitoring system (VMS) the co-ordinates is attached (Attachment A). A map showing the E-HSP is attached (Attachment B).

TRANSHIPMENT

6. All transshipment activities are prohibited in the E-HSP from 1st January 2019.

Attachment B: Eastern High Seas Pocket

